

Q7 5/25 から 6/2 まで短期入所生活介護を利用した場合、緊急短期入所受入加算を算定できるのは 6/1 以降ということか。

貴見のとおり。

Q8 利用者との同意日について、6月の月途中での同意であっても、6月1日からの算定は可能か。同意日を得られた日以降からの算定となるのか。

当該月の利用の回数に基づき、算定の基礎となる回数が決まることから、月途中の同意であったとしても、月初からの利用分に基づいて算定していただいて差し支えない。ただし、その旨を含め、利用者へ説明・同意を得ていただく必要がある。

Q9 通所介護事業所について、2区分上位の報酬を4回算定できる場合に、区分支給限度基準額を鑑み、2区分上位の報酬を3回と1区分上位の報酬を1回算定といった取扱いは可能か。

可能である。

Q10 利用者から事前の同意を得ていた場合であって、第12報に基づく算定を行った結果、報酬が区分支給限度基準額を上回った場合、超過分は利用者への実費請求となるのか。(豊田市)

お見込のとおり。

Q11 本事務連絡に「事前に同意」とあるが、①口頭で良いか、②ショートステイ（長期利用）の場合、同意をした日から計算するのか、月の初日に遡及して計算して良いか。

①について、原則として書面で同意を得ることが望ましいが、口頭で同意を得ることを妨げるものではない。ただし、口頭で同意を得た場合には、同意を得た日時、担当職員等記録を残すこと。

②についてはQ7を適用する。

Q12 第12報の臨時的取扱いについて、利用者全員が対象となるのか。

同事務連絡の範囲内において、対象となる利用者の範囲を決めることが可能である。

ただし、利用者ごとに対応を変える場合には、必ずその旨を説明し、その対応とする理由をケアプラン等に記録しておくこと。

Q13 利用者によって、算定する、算定しないといったことは可能か。

可能である。同事務連絡の算定については柔軟な取扱いが可能であり、事前の同意を前提として、利用者ごとに4回算定のうち2回のみ算定したり、1区分のみあげて算定するといったことが可能である。

Q14 第 12 報の取扱いを適用することで、一部利用者の区分支給限度基準額を超えてしまうことが事前に判明し、第 12 報の取扱いを適用しないとする事は可能か。

可能である。

Q15 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護について、報酬区分（7 時間以上 8 時間未満）の場合の請求方法は、基本報酬の最大区分（8 時間以上 9 時間未満）を算定した上で延長加算（9 時間以上 10 時間未満）の 50 単位を追加で算定するという解釈で良いか。

また、通所介護等と基本報酬の最大区分は異なるが、通所リハビリテーションについても同様の取扱いで良いか。

お見込みのとおり。

Q16 同事務連絡の適用にあたり発生する利用者の追加負担分を事業所側で負担することは認められるか。

認められない。

同事務連絡の適用にあたっては、あくまでも事前に利用者の同意を得ることが要件となっているため利用者負担を事業所側で支払うことは同事務連絡の趣旨と反する。